

1 条例・規則・要綱等

(1) あわら市防災会議条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、あわら市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) あわら市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 福井県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 福井県警の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 嶺北消防組合消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験ある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第5項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則(平成24年9月28日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年6月30日までの間に、第1条の規定による改正後のあわら市防災会議条例(以下「新防災会議条例」という。)第3条第5項第8号の規定により委嘱された委員の任期は、新防災会議条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成26年6月30日までとする。

(2) あわら市災害対策本部条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、あわら市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(3) あわら市災害対策本部運営要綱

平成27年3月17日

(目的)

第1条 この要綱は、あわら市災害対策本部条例（平成16年あわら市条例第13号）第5条の規定に基づき、あわら市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部の設置)

第2条 本部は、301会議室及び正庁に設置する。

2 本部長は、本部を設置したときは、あわら市災害対策本部の標示を本部入口及び市役所正面入口に掲出するものとする。

(組織及び事務分掌)

第3条 本部の班の名称及び班長並びに分掌事務は、別表のとおりとする。

2 所属班員をもって災害応急対策の実施に対処できないときは、同一部内にあつては部長の定めるところにより、部を超える場合（別に定める場合を除く。）にあつては関係する部長間において協議するところにより、所属班員を異動することができる。

(事務局)

第4条 本部に関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員及び書記を置く。

(1) 事務局長は、総課課長をもって充て、本部長の命を受けて局務を掌理する。

(2) 事務局員は、総務課の職員のうち事務局長が指名した職員をもって充て、事務局長の指揮を受けて事務に従事する。

(3) 書記は、事務局員をもって充て、本部活動全般の記録を担当する。

3 事務局の分掌事務は、別表のとおりとする。

4 書記は、記録に当たっては、複数名による業務分担、各報告部署作成の資料の流用等により効率的に行い、及び将来に資する資料として検索の容易性に着意した有用なものとなるように努めるものとする。

(防災関係機関会議)

第5条 本部長は、災害の規模と実情に対応した災害応急対策の統一的推進を図るため、必要に応じて本部及び防災関係機関（県並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第4号の指定地方行政機関、同条第5号の指定公共機関及び同条第6号の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）をもって防災関係機関会議を設ける。

2 防災関係機関会議の構成及び運営については、本部長がその都度示すところによる。

(職員の責務)

第6条 職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部を通じて本部長の指揮監督を受け、全力をあげて防災活動に従事しなければならない。

2 職員は、上司の命により、直ちに防災活動に従事できるよう待機し、又は所定の活動を開始しなければならない。

3 職員は、住民に不安、誤解等を与えないよう言動に注意しなければならない。

4 職員は、自己の分担事務に精通するように努めなければならない。

(職員の動員)

第7条 職員の動員は、総務部による防災一斉メールによるほか、電話、電報又は急使の派遣等によるものとする。

- 2 各部の部長は、あらかじめ、連絡に係る要領を定め、職員の動員及び掌握に遺漏がないようにするものとする。
- 3 各部長は、職員を動員したときは、その人数を直ちに事務局を通じて本部長に報告するものとする。

(記録並びに記録の配布及び整理)

第8条 本部長の発する指令若しくは指示又は防災関係機関、住民等からの連絡、要請、照会等を受理した職員は、その内容を明確に記録し事務局及び関係部署に配布するものとする。

- 2 事務局は、書記を通じて記録の各部署への配布及び整理を統制するものとする。
- 3 各部署は、記録整理係を設け、事務局の統制を受け、所掌業務に関して記録を整理するものとする。

(本部の閉鎖等)

第9条 本部長は、災害の危険が解消したと認めるとき、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときその他本部長が必要がないと認めるときは、本部を閉鎖し、防災関係機関に通知するものとする。

- 2 本部の閉鎖後において、なお災害に関する業務がある場合は、この要綱に準じた方法により事務を継続するものとする。

(腕章等)

第10条 本部長、副本部長、本部員及び班員が災害応急対策の実施に従事するときは、法令等に特別の定めがある場合を除き、腕章、ベスト及びヘルメット(様式第1号)を帯用するものとする。

- 2 災害応急対策の実施に使用する本部の車両、舟艇等及び現地災害対策本部には、法令等に特別の定めがある場合を除き、標旗(様式第2号)を掲げるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月 日から施行する。

別表（第3条関係）

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌業務	所属課
総務部 (総務部長)	総括班 [事務局] (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に関する方針の作成 災害対策本部の設置及び閉鎖 災害対策本部の運営 各部班への災害対策業務に関する指示 部員の動員及び配置 県及び防災関係機関との調整 避難勧告等の発令 県、他市町等への応援要請の決定 自衛隊の応援要請に関する業務 県へのヘリコプターの要請 気象情報の収集・伝達 災害情報の収集・伝達 情報通信機器の運用及び管理 被災状況の集約及び防災関係機関への伝達 避難状況の集約等に関する業務 災害救助法の適用に関する事務 各区長との連絡調整 その他、他の部班に属さない事項 	総務課
	広報班 (政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等に関する情報の伝達周知 市民への情報伝達・広報 報道機関との連絡調整 市の防災に関する映像情報の集約 情報通信機器の運用及び管理の支援 	政策課
	管理班 (監理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整 庁舎の被害状況の把握 庁舎の応急復旧及び保全 救援金品の受付及び配分に関する業務 災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保 職員参集状況の整理 災害関係費の出納に関する業務 市有車の運行統制 	監理課 会計課
調整部 (財政部長)	財務班 (財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策予算の調整 市議会との連絡調整 被災地の視察への対応 公用負担などによる損失補償、弁償等 応急措置業務に従事した者に対する損害補償 	財政課 議会事務局 監査委員事務局
	調査班 (税務課長)	<ul style="list-style-type: none"> 家屋被害調査の実施に関する業務 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務 	税務課 収納推進課

福祉部 (市民福祉部長)	住民班 (市民生活課長)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者及び被災世帯の把握 被災住民の安否に関する情報の整理 住民窓口、電話対応 災害に関する住民相談窓口の設置 各避難所における連絡窓口の設置 被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整 警察、消防との捜索活動における連携の確保 火葬施設の被害状況の把握 災害による遺体の埋葬及び火葬計画の作成 身元不明者の埋葬及び火葬に関する業務 埋葬及び火葬に関する応援要請 し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施 仮設トイレの調達と設置 廃棄物処理施設の被害状況の把握 廃棄物処理計画の作成及び廃棄物の処理 被災地の防疫措置 公共交通の被害調査 	市民生活課 福祉課 子育て支援課 健康長寿課
	福祉班 (福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への情報伝達 避難支援者への情報伝達 避難行動要支援者支援体制の構築 避難行動要支援者搬送車の手配、配車 避難所での要配慮者窓口の設置と運営 福祉避難所（室）の開設 福祉施設への入所措置 ボランティアセンターの開設 福祉ボランティアとの連携 ボランティアに関する応援要請 児童福祉施設利用者の避難誘導 児童福祉施設の被害状況把握及び利用者の安否確認 福祉施設入所者の安全確認 福祉施設入所者の避難誘導 福祉施設の被害調査 福祉施設の応急措置 施設被災時における別施設への入所者の搬送 	
	医療救護班 (健康長寿課長)	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係施設の被害調査 保健センターの設置 医療救護所の設置 県医療救護班との連絡調整 医療機器、医薬品等の調達 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の搬送に関する消防機関との連携 ・ 医療機関、医師会、健康福祉センター（保健所）との連絡調整 ・ 救出した傷病者の医療救護所への搬送 ・ 被災地の健康調査の実施 ・ 被災地における疫学調査の実施 	
<p>経済部 (経済産業部長)</p>	<p>生活物資班 (観光商工課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資集積拠点の開設 ・ 食料の調達、配布及び保管 ・ 生活必需品の調達、配布及び保管 ・ 救援物資の受け入れ、仕分け及び保管 ・ 緊急物資等の移送・輸送 ・ 輸送等に必要な車両等の調達 	<p>農林水産課 観光商工課</p>
	<p>産業班 (農林水産課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客等への情報提供 ・ 商工関係事業者の被害状況の把握 ・ 工場、事業所等の災害応急対策支援調整 ・ 住民と事業者間の災害応急対策連携に係る調整 ・ 観光関係資産及び事業者の被害状況の把握 ・ 観光客の被害状況の把握 ・ 観光客の避難支援 ・ 農林水産業施設及び資機材の被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 農林水産物の被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 家畜家さんの被害状況の把握及び応急対策支援 ・ 家畜家さんの防疫及びへい獣処理等 ・ 農協、生産組合、大規模農業事業者等との連絡調整 ・ 物資の流通促進及び物価対策 ・ 産業復旧、雇用対策 	
<p>建設部 (土木部長)</p>	<p>土木班 (建設課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園の被害調査、道路関係情報の収集 ・ 交通（特に緊急輸送道路）確保に関する警察との連絡調整 ・ 通行不能箇所に関する応急措置の実施 ・ 河川水位の観測、河川情報の収集 ・ 河川、水路、ため池の被害状況の把握及び応急対策 ・ 水防活動の実施と調整 ・ 水害及び土砂災害危険箇所の警戒 ・ 土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 ・ 建設業者に対する応援要請及び建設機 	<p>建設課</p>

		械の借上げ ・ ヘリポートの開設 ・ 道路、河川、公園等の復旧に関する業務	
	住宅班 (建設課長)	・ 住宅等の被害状況の把握 ・ 建築物・宅地の危険度判定 ・ 応急仮設住宅の建設等に関する業務 ・ 公営住宅の復旧に関する業務 ・ 住宅の応急復旧支援 ・ 倒壊家屋の撤去等に関する業務 ・ 罹災証明のための住宅被害調査支援	
	上水道班 (上下水道課長)	・ 水道施設の被害調査及び飲料水の確保 ・ 被災地での給水活動の実施 ・ 水道施設の復旧対策の計画と実施 ・ 復旧対策の情報提供	上下水道課
	下水道班 (上下水道課長)	・ 下水道の被害調査 ・ 下水道の復旧対策の計画と実施 ・ 復旧対策の情報提供	
教育部	避難所班 (文化学習課長)	・ 避難所開設及び運営への協力 ・ 避難者の確認 ・ 避難者名簿の作成 ・ 避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握 ・ 避難所運営組織による避難所運営への協力 ・ 避難所における広報 ・ 避難者への食料等の供給支援	教育総務課 文化学習課 スポーツ課
	教育班 (教育総務課長)	・ 生徒の安全確保措置 ・ 生徒の安否確認 ・ 生徒の避難誘導 ・ 県教委との連絡調整 ・ 学校施設の被害調査 ・ 被災学校施設等の応急措置及び復旧対策 ・ 応急教育、応急保育の企画及び実施 ・ 社会教育施設の被害調査 ・ 文化財の被害調査	
	給食班 (教育総務課長)	・ 被災者に対する炊き出し及び給食支援	給食センター

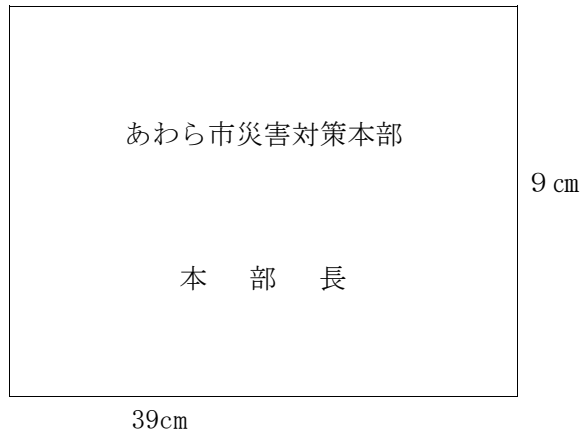
様式第1号（第10条関係）

1 腕章

本部長用

生地 白

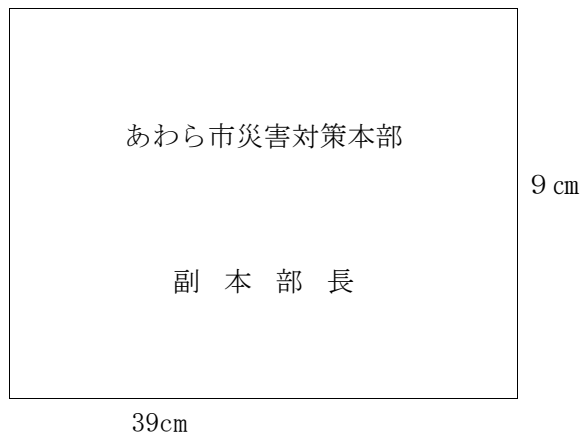
文字 赤



副本部長用

生地 白

文字 赤



本部員用

生地 白

文字 赤

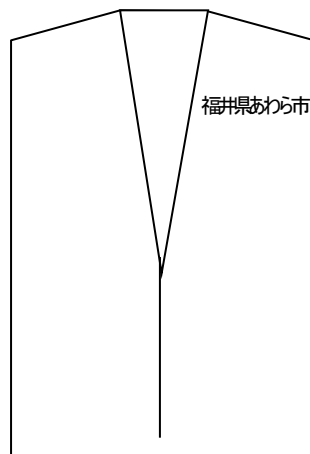


2 ベスト

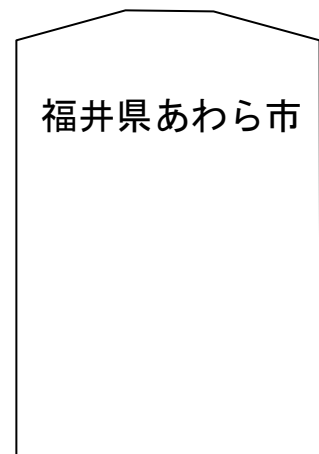
生地 黄色

文字色 黒色

表側



裏側

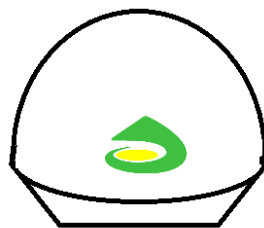


3 ヘルメット

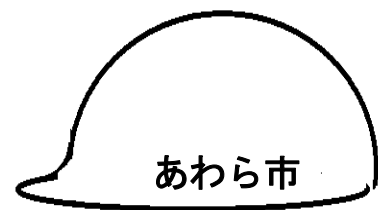
表面色 白色

文字色 黒色

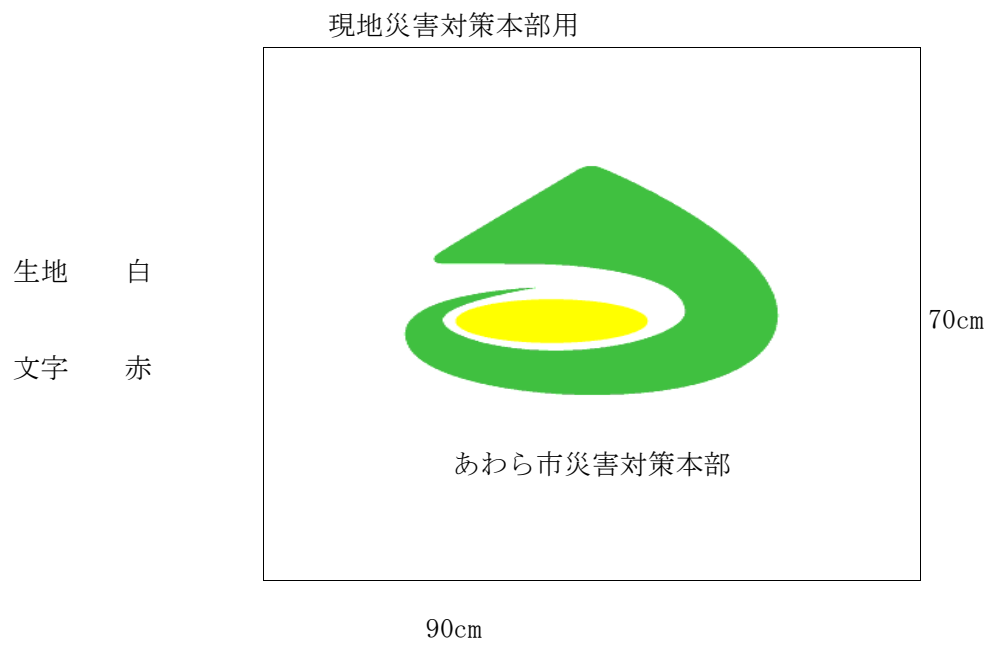
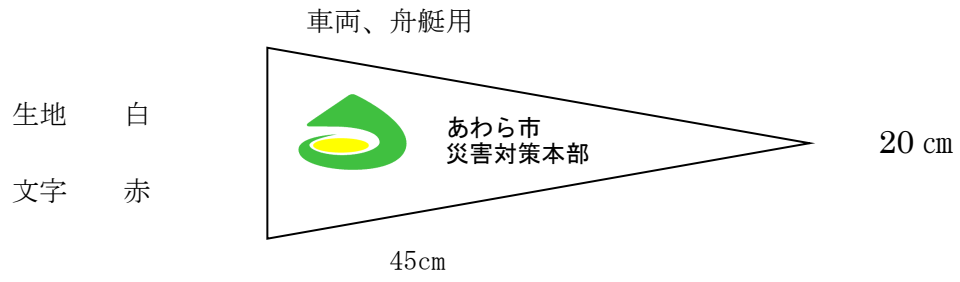
正面



側面



様式第2号（第10条関係）



(参考：あわら市地域防災計画)

非常配備体制の基準

1 風水害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する警報（注1）が発表されたとき。 市域の雨量が基準雨量を超過したとき。 その他総務課長が必要と認めるとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する警報が解除されたとき。 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 総務課長が必要ないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 市域の雨量が基準雨量を超過したとき。 市長が必要と認めるとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき。 災害対策本部体制に移行したとき。 その他市長が必要ないと認めたとき。
災害対策本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれるとき。 大雨等に関する特別警報（注2）が発表されたとき。 大規模な災害が発生したとき。 災害警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき。 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が解消したとき。 災害応急対策が一応終了したとき。 災害発生危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき。 その他市長が必要ないと認めたとき。

注1) 大雨等に関する警報：大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報をいう。

注2) 大雨等に関する特別警報：大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をいう。

配備体制をとる場合の基準雨量

体制	前日までの連続雨量が80mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～80mmあった場合	前日までの降雨がない場合
警戒体制	連続雨量の継続が見込まれるとき。	前日からの連続雨量が継続して80mmをこえたとき。	当日の連続雨量が80mmをこえたとき。
災害警戒本部体制 (第1配備)	時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。	前日からの連続雨量の継続が80mmをこえ時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。	当日の連続雨量が80mmをこえ時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。

2 地震、津波災害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 市内において震度4の地震が発生したとき。 その他総務課長が必要と認めるとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が解消したとき。 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 その他総務課長が必要ないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 市内の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 市長が必要と認めるとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が解消したとき。 災害対策本部体制に移行したとき。 その他市長が必要ないと認めたとき。
災害対策本部体制	配備基準	<ul style="list-style-type: none"> 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 市内の沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 災害警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき。 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。
	解除基準	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が解消したとき。 災害応急対策が一応終了したとき。 災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき。 その他市長が必要ないと認めたとき。

3 原子力災害時の配備基準

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
情報収集事態	(1) 所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）。 (2) その他、市長が警戒体制を決定したとき	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課の全職員 ・ 課長級以上の職員
警戒事態 (第1段階)	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき。 (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき。 (4) 国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき。 (5) 市長が災害警戒本部体制を決定したとき。	災害警戒本部体制	職員全員
施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき。 (2) 市長が災害対策本部体制を決定したとき。	災害対策本部体制	
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき。		

(4) 嶺北消防組合警防規定

平成 7 年 12 月 20 日訓令甲第 4 号

改正 平成 9 年 3 月 27 日訓令甲第 1 号 平成 11 年 3 月 5 日訓令甲第 3 号
平成 13 年 7 月 24 日訓令第 5 号 平成 16 年 2 月 10 日訓令第 8 号
平成 18 年 3 月 20 日訓令第 41 号 平成 20 年 3 月 26 日訓令第 3 号
平成 21 年 4 月 1 日訓令第 11 号 平成 22 年 3 月 25 日訓令第 15 号
平成 25 年 3 月 27 日訓令第 10 号 平成 26 年 3 月 27 日訓令第 9 号
平成 27 年 3 月 25 日訓令第 10 号

目次

- 第 1 編 総則 (第 1 条—第 6 条)
- 第 2 編 警防業務
 - 第 1 章 管内掌握
 - 第 1 節 担当区域 (第 7 条)
 - 第 2 節 消防水利 (第 8 条—第 10 条)
 - 第 3 節 警防調査 (第 11 条・第 12 条)
 - 第 2 章 警防計画 (第 13 条)
 - 第 3 章 警防対策 (第 14 条—第 18 条)
 - 第 4 章 警防訓練
 - 第 1 節 指針及び計画 (第 19 条・第 20 条)
 - 第 2 節 警防訓練 (第 21 条)
 - 第 2 節の 2 警防活動技術の効果確認 (第 21 条の 2)
 - 第 5 章 警防機器 (第 22 条—第 25 条)
 - 第 6 章 消防署の勤務 (第 26 条—第 28 条)
 - 第 7 章 自衛消防等訓練指導 (第 29 条・第 30 条)
- 第 3 編 警防活動
 - 第 1 章 警防活動組織及び任務 (第 31 条—第 37 条)
 - 第 2 章 警防活動体制
 - 第 1 節 消防部隊等の掌握 (第 38 条・第 39 条)
 - 第 2 節 警防情報 (第 40 条)
 - 第 3 章 警防活動基準 (第 41 条—第 48 条)
 - 第 4 章 警防行動
 - 第 1 節 出場 (第 49 条—第 54 条)
 - 第 2 節 指揮体制 (第 55 条—第 62 条)
 - 第 3 節 任務 (第 63 条—第 70 条)
 - 第 4 節 火災防ぎょ活動 (第 72 条)
 - 第 5 節 救助活動 (第 73 条)
 - 第 6 節 救急活動 (第 74 条)
 - 第 7 節 水防活動 (第 75 条)
 - 第 8 節 その他の警防活動 (第 76 条—第 79 条)
 - 第 9 節 警防活動に付帯する活動 (第 80 条—第 84 条)
 - 第 10 節 警防活動監察 (第 85 条—第 87 条)
 - 第 5 章 警防活動効果の検討及び研究
 - 第 1 節 警防活動効果の検討 (第 88 条)
 - 第 2 節 警防活動の研究 (第 89 条)
 - 第 6 章 特別警戒 (第 90 条・第 91 条)
- 第 4 編 非常警備
 - 第 1 章 非常警備の実施 (第 92 条)

- 第2章 警防活動組織の強化（第93条、第94条）
- 第3章 非常警備活動（第95条）
- 第4章 非常召集（第96条）
- 第5編 雑則（第97条―第100条）
- 附則

第1編 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）等に基づき火災、救助、救急及び地震等の災害（以下「災害」という。）の警戒、鎮圧並びに被害を軽減するために行う警防業務及び警防活動等について嶺北消防組合の機能を十分に発揮するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程の用語の意義は、次の各号による。

- (1) 警防業務とは、警防計画の策定、警防資料の収集、検討及び統計、警防調査、警防機械及び警防資器材（以下「警防機器」という。）の点検及び整備、警防訓練、自衛消防隊等の訓練指導並びにこれらに類する業務をいう。
- (2) 警防活動とは、災害が発生し又は発生のおそれがあるとき実施する災害の防除、警戒及び鎮圧又は被害の拡大を防止する活動及びこれらの活動に付帯する活動で出場から帰署（所）までの一連の行動をいう。
- (3) 特殊災害とは、通常出場では対処できない災害で、大規模な消防部隊を投入して集中的に火災防ぎょ活動、救助活動又は救急活動等を行う必要のある災害をいう。
- (4) 異常気象とは、乾燥、地震、台風、暴風、強風、豪雪、豪雨、大雨、洪水、高潮、津波、その他これらに類する災害が発生し又は発生のおそれがある気象をいう。
- (5) 風水雪害とは、台風、暴風、強風、豪雨、豪雪、洪水、津波、高潮、その他これらに類する災害をいう。
- (6) 管轄区域とは、嶺北消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和44年条例第1号）第4条に定める消防署の管轄区域をいう。
- (7) 覚知とは、消防本部、消防署及び分所が災害の発生を認知したことをいう。
- (8) 救助活動とは、災害の現場において生命、身体に作用している緊迫した危険な障害から、自力により脱出又は避難することのできない要救助者を検索、救出又は安全な場所に誘導し救命する行動をいう。
- (9) 救急活動とは、傷病者の観察、救急処置、搬送等救急業務を行うための行動又は医療用資器材等を輸送する行動で救急隊の出場から帰署（所）までの一連の行動をいう。
- (10) 水防活動とは、洪水、浸水、越水等の災害にかかる警戒、水防工法の実施、人命救助等消防機関の行う活動をいう。
- (11) 鎮圧とは、消防部隊の活動により延焼拡大の危険がなくなったときをいう。
- (12) 残火処理とは、鎮圧後において残り火を点検し処理することをいう。
- (13) 鎮火とは、消防部隊の消火活動によって発炎燃焼しなくなったときをいう。
- (14) 消防部隊とは、警防活動を実施するため警防機器を装備した消防職員又は消防団員をもって編成した各隊の総称をいう。
- (15) 部隊運用とは、災害による被害を最小限にとどめるために必要な消防部隊の選定、出場の指令、出向の制限等を行うことをいう。
- (16) 消防車等とは、消防車、救急車及びその他の消防用車両の総称をいう。
- (17) 出場指令とは、通信指令課から消防部隊又は特定の指揮者に対し出場を命ずることをいう。

- (18) 緊急出場とは、災害が発生し又は発生するおそれがある場合にその被害を最小限度にとどめるため消防部隊が道路交通法（昭和 35 年 6 月法律第 105 号）第 39 条及び第 41 条の 2 に定めるところにより出場することをいう。
- (19) 増強部隊とは、現に警防活動に従事している消防部隊に対して、さらに補完強化する他の消防部隊をいう。
- (20) 警防調査とは、警防活動上必要な地理、水利及び消防対象物等の実態把握をするための調査をいう。
- (21) 災害調査とは、災害が発生し又は発生するおそれのある災害の調査及び警防活動後の災害状況の調査をいう。
- (22) 警防情報とは、警防業務及び警防活動に関する自然現象、社会現象及び医療機関の受入れ状況等の情報をいう。
- (23) 災害情報とは、すでに発生している災害にかかる作戦、指揮及び広報等の警防活動に必要な災害の情報をいう。
- (24) 特設大（中）隊とは、特殊災害又は非常警備を実施するその他の災害で、通常の大（中）隊組織で警防活動を行うことが困難となったとき新たに増設する大（中）隊をいう。
- (25) 現場最高指揮者とは、災害現場において消防部隊を統括する指揮者をいう。

（警防体制）

第 3 条 消防本部の長（以下「消防長」という。）は、警防業務及び警防活動を統括する。

2 消防長は、通常の警防体制で警防活動を実施することが、困難と認める災害が発生し又は発生することが予想されるときは、災害規模等に応じた非常警備を命じる。

3 消防本部次長（以下「次長」という。）は、消防長に事故あるときはその職務を代行する。

（警防責任）

第 4 条 次長は、この規程の定めるところにより警防業務及び警防活動等について管内の実態を把握し、これに対応する警防体制の確立を図るとともに消防署長（以下「署長」という。）及び消防本部課長（以下「本部課長」という。）以下を指揮監督し、警防施策の万全を期さなければならない。

2 本部課長は、消防長が特命する警防活動等について所属職員を指揮監督し、署長の行う警防業務の調整及び警防活動の効率的運用を図らなければならない。

3 署長は、この規程の定めるところにより所属職員を指揮監督し、警防体制を確立するとともに管轄区域の警防業務及び警防活動に万全を期さなければならない。

4 消防署副署長（以下「副署長」という。）は、署長の行う警防業務及び警防活動を補助し、その成果の高揚を図らなければならない。

5 消防署警備課長（以下「警備課長」という。）以下の各級指揮者は、警防事象の把握、警防活動に関する知識、技能向上、体力の錬成に努めるとともに隊員を教育訓練しなければならない。

6 隊員は、地理、水利、消防対象物等の状況に精通するとともに警防活動に関する知識、技能の向上及び体力の錬成に努めなければならない。

（関係機関との連絡調整）

第 5 条 次長及び署長は、他の行政機関、医療機関等と緊密な連絡調整を図り警防業務及び警防活動の効率的推進を図らなければならない。

（安全管理の責務）

第 6 条 次長及び署長は、災害現場における安全管理及び訓練の特性に応じた安全管理体制を確立するため訓練施設、警防機器の整備を行い安全に関する教育を実施し、安全の保持に努めなければならない。

2 現場最高指揮者は、災害現場の状況を判断し活動環境の安全の確保及び部隊活動の

安全保持に努めなければならない。

- 3 各級指揮者は、平素から隊員に対し、警防機器の管理と適正な運用について教育するとともに災害現場及び訓練にあたっては、活動環境、警防機器の活用及び隊員の行動等の状況を的確に把握し、危険が予想されたときは必要な措置を講ずる等安全確保に努めなければならない。
- 4 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識し、体力、気力及び技術の錬成に努め、いかなる事象に直面しても適切に対応できる臨機の判断力及び行動力を養うとともに警防業務及び警防活動時においては、隊員相互が安全に配慮し合い危害防止に努めなければならない。
- 5 安全管理について必要な事項は別に定める。

第2編 警防業務

第1章 管内掌握

第1節 担当区域

(担当区域の設定)

第7条 署長は、管轄区域内の地理、水利及び消防対象物等の精通を図るため、所属職員にその実態の把握に努めさせなければならない。

第2節 消防水利

(消防水利対策)

第8条 次長は、消防水利施策を決定し、その効率的推進を図るとともに必要と認めるときは、消防本部消防課長（以下「消防課長」という。）又は署長に対し、その措置について指示するものとする。

- 2 署長は、消防水利対策上必要と認められる事項が生じた場合は、消防課長と協議し適切な処置をとらなければならない。

(消防水利の指定)

第9条 消防長又は署長は、法第21条に基づき消防水利の指定をするときは、別に定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(消防水利の保全管理)

第10条 署長は、管轄区域内の公設消防水利の維持及び保全管理に努めなければならない。

- 2 前項の消防水利の保全管理について必要な事項は別に定める。

第3節 警防調査

(警防調査)

第11条 署長は、管轄区域内の状況を把握するため次の各号について所属職員の任務に応じ警防調査を実施させなければならない。

- (1) 道路、橋、地勢及びこれらに類する地理の状況
- (2) 消火栓、防火水そう、プール、河川、溝、池、井戸及びこれらに類する水利の状況
- (3) 消防対象物の現況及び移動状況等
- (4) 前各号以外で署長が必要と認める事項

(警防調査実施結果の措置)

第12条 前条に定める警防調査の実施結果について、警防業務又は警防活動上必要と認められる事項については、次により措置するものとする。

- (1) 署長への報告
- (2) 警防計画の樹立又は検討
- (3) 消防水利調査簿の作成及び整理
- (4) 消防水利施設に関する必要な措置

(5) 前各号以外で必要な措置

第2章 警防計画

(基本方針)

第13条 次長は、部隊の運用及び警防活動上必要な事項について警防計画の基本方針を示すものとする。

- 2 警防計画を本部警防計画及び署警防計画に区分する。
- 3 警防計画の樹立に必要な事項は別に定める。

第3章 警防対策

(警防業務の効率的執行)

第14条 警防業務は、火災の多発する時期及びそれ以外の時期に区分し、管内の実情に応じて効率的に執行するものとする。

- 2 署長は、火災の多発する時期においては隊員の確保等消防部隊の充実に配意しなければならない。

(火災警報の発令及び措置)

第15条 法第22条第3項に基づく火災に関する警報（以下「火災警報」という。）の発令は、嶺北消防組合火災予防条例施行規則（平成17年規則第8号）第3条に定めるところによる。

- 2 消防長は、火災警報が発令され警防活動上必要と認めるときは、非常警備体制をとるものとする。
- 3 消防本部指令課長（以下「指令課長」という。）は、火災警報が発令されたときは、関係機関への通報及びその他警防活動上必要な情報の収集にあたるものとする。
- 4 署長は、火災警報が発令されたときは、次の各号について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 関係機関に対する協力要請及び警防情報の収集
- (2) 警防機器の点検及び増強
- (3) 嶺北消防組合火災予防条例（平成17年8月1日条例第4号。以下「予防条例」という。）第29条に定める火の使用制限に係る広報及び警戒の実施。
- (4) 前各号以外で必要な事項

(異常気象時の措置)

第16条 指令課長は、異常気象時において非常警備を実施する必要があると認めたときは、その実施に必要な情報を収集しなければならない。

- 2 指令課長は、气象台から異常気象情報を受領したときは、その情報を消防署及び分所（以下「署所」という。）に通報するとともに引き続き情報収集に努めなければならない。
- 3 署長は、異常気象時において警防活動上支障があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 異常気象時の消防体制について必要な事項は別に定める。

(地震発生時の措置)

第17条 指令課長は、有感地震が発生したときは、次に掲げる事項について必要な措置をとるものとする。

- (1) 通信機能の掌握及び通信態勢の確立
 - (2) 災害状況の掌握
 - (3) 関係機関との情報連絡
 - (4) その他必要な事項
- 2 地震災害が発生したときに行う警防活動及び地震災害の警防計画について必要な事

項は別に定める。

(揚煙行為等の措置)

第 18 条 署長は、予防条例第 4 5 条の届出のうち火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為及び煙火の打ち上げ又は仕掛けについて必要と認めるときは、消防長に報告しなければならない。

2 署長は、前項の届出のうち消防活動上特に障害がある事象については、必要な措置を講ずるとともに消防課長及び関係署長に通報するものとする。

3 署長は、警防活動上支障があると認めるときは、障害の排除、改善及び現場における活動連絡体制について関係者と協議しておくものとする。

第 4 章 警防訓練

第 1 節 指針及び計画

(指針)

第 19 条 次長は、警防訓練を効果的に推進するため、その指針を示すものとする。

(計画)

第 20 条 署長は、前条の指針に基づき管内の特性を考慮して訓練の重点を定め年度警防訓練計画を樹立し消防長に報告するものとする。

第 2 節 警防訓練

(訓練の種別)

第 21 条 警防訓練は、本部訓練及び所属訓練とする。

2 警防訓練実施に関し必要な事項は別に定める。

第 2 節の 2 警防活動技術の効果確認

(警防活動技術の効果確認)

第 21 条の 2 消防長は、警防活動技術の効果を確認するため、又は警防活動上必要と認めるときに特別点検を実施し、その内容を検討評価して警防活動及び警防訓練に反映させるものとする。

2 特別点検の実施に関し必要な事項は別に定める。

第 5 章 警防機器

(警防機械の種別等)

第 22 条 警防機械は、消防車等とする。

(1) 消防ポンプ車

普通ポンプ車、水そう付ポンプ車等吸送水を主たる目的とする車両

(2) 特殊車化学車、救助工作車、水槽車、屈折梯子車、梯子車等特殊な警防活動を主たる目的とする車両

(3) 救急車 高規格救急車等救急活動を主たる目的とする車両

(4) 前各号以外の車両等

(警防資器材の種別等)

第 23 条 警防資器材は、次のとおりとし種別ごとの品名は別表第 1 のとおりとする。

(1) 吸水器具

(2) 放水器具

(3) 特殊作業器具

(4) 救助器具

(5) 救急器具

(6) 通信機器

- (7) 前各号以外の資器材
(配備等)

第 24 条 次長は、警防機器の機能その他を考慮してその配備を適正に行うとともに警防施策上必要と認めるときは、警防機器の実態を調査させなければならない。

- 2 消防課長は、警防機器取扱いの技術向上を図るため必要に応じ技術指導を行い、技術管理の適正を図るものとする。

(点検整備等)

第 25 条 署長は、配備されている警防機器の性能の把握に努めるとともに常に効果的に利用できるよう点検整備を行い適正な運用を図るものとする。

- 2 警防機器を取扱う者は、適正な管理と取扱い技術の向上に努めその機能を十分に発揮しなければならない。

- 3 警防機器の点検、整備及び管理等について必要な事項は別に定める。

第 6 章 消防署の勤務

(勤務種別)

第 26 条 消防署員、(毎日勤務以外の職員。以下この章において同じ。)の勤務種別は次のとおりとする。

- (1) 署内勤務
(2) 署外勤務

(署内勤務)

第 27 条 署内勤務は、署所内で次の事項について行うものをいう。

- (1) 受付勤務
受付における住民接遇、庁舎警備、災害指令用受令装置の操作及び消防通信の送受信等の事務
- (2) 警防事務
警防計画の策定、報告書の作成、警防資料の作成、検討及び整備、届出書類の処理、警防活動に付帯する事務及びその他の警防事務
- (3) 警防教養
警防業務及び警防活動上必要な知識、技術の習得を目的とする教養
- (4) 警防訓練
別に定める警防訓練
- (5) その他
前各号以外の勤務

(署外勤務)

第 28 条 署外勤務は、署所外で次の事項について行うものをいう。

- (1) 災害出場
第 41 条第 1 項に定める災害出場
- (2) 警防調査
第 11 条に定める調査
- (3) 災害調査
第 41 条第 2 項第 1 号に定める調査
- (4) 予防査察
嶺北消防組合防査察規程(平成 12 年訓令甲第 7 号)に定める査察
- (5) 救急調査
救急業務運用要綱(平成 6 年訓第 7 号)に定める調査
- (6) 自衛消防等訓練指導
第 29 条及び第 30 条に定める訓練指導

- (7) 警防訓練
別に定める警防訓練
- (8) 消防団員訓練指導
消防団員に対する訓練指導
- (9) その他
前各号以外の勤務

第7章 自衛消防等訓練指導

(自衛消防訓練指導)

第29条 署長は、法第8条及び第8条の2に基づき防火管理者が行う消防訓練について必要と認めるとき又は当該防火管理者から指導要請があったときは、必要に応じ指導するものとする。

(住民等の消防訓練指導)

第30条 署長は、住民又は前条に該当しない事業所等から消防訓練の指導要請があったときは、必要に応じ指導するものとする。

第3編 警防活動

第1章 警防活動組織及び任務

(警防本部及び大隊本部の設置)

第31条 警防活動組織として消防本部に警防本部を消防署に大隊本部を設ける。

(警防本部の組織及び任務)

第32条 警防本部の組織及び任務は、次の各号による。

- (1) 組織及び任務は、別表第2に掲げるとおりとする。
- (2) 警防本部は、警防本部長（以下「本部長」という。）警防副本部長（以下「副本部長」という。）及び警防本部員で構成する。
- (3) 本部長は、消防長とし警防本部を統括する。
- (4) 副本部長は、次長とし本部長を補佐する。
- (5) 警防本部員は、本部各課に所属する職員とし、上司の命を受けて警防本部の任務を遂行する。ただし、本部長が必要と認めるときは、その他の職員を警防本部員にあてることができる。

(大隊本部の組織及び任務)

第33条 大隊本部の組織及び任務は、次の各号による。

- (1) 組織及び任務は、別表第3に掲げるとおりとする。
- (2) 大隊本部は、大隊本部長（以下「大隊長」という。）及び大隊本部員で構成する。
- (3) 大隊長は、署長とし大隊本部を統括する。
- (4) 大隊本部員は、消防司令補以上の職員とし、上司の命を受けて大隊本部の任務を遂行する。ただし、大隊長が必要と認めるときは、その他の職員を大隊本部員にあてることができる。

(部隊編成)

第34条 消防部隊は、次の各号に掲げる編成基準によるものとする。ただし、災害の状況によりこの基準によらないことができる。

- (1) 大隊は、消防署を単位とする。
 - (2) 中隊は、署所に配属された小隊で編成し、中隊長には原則として消防司令をあてる、ただし、署長が認めるときは消防司令補をあてることができる。
 - (3) 小隊は、消防車等各1両を単位として編成し、小隊長には原則として消防士長以上の職員をあてる。
- 2 災害現場における消防部隊は、前項各号に基づいて編成した部隊を基幹とし、これ

に管轄外の署所から出場した中隊長及び小隊を増強して編成する。

(部隊の呼称)

第 35 条 部隊の呼称は、次の各号による。

- (1) 大隊名は、大隊の前に署名（嶺北消防署にあっては、嶺北の二字、嶺北あわら消防署にあっては、あわらの三字、嶺北丸岡消防署にあっては丸岡の二字、嶺北三国消防署にあっては、三国の二字、以下同じ。）を冠する。
- (2) 中隊長名は、中隊長の前に署名及び課別区分による第 1 又は第 2 を冠する。
- (3) 小隊長名は、次のとおり冠する。
 - ア 消防隊……小隊長の前に署名及び車両名
 - イ 救助隊……救助隊の前に車両名
 - ウ 救急隊……救急隊の前に車両名

(配置)

第 36 条 消防隊及び救急隊（以下「消防隊」という。）の通常の配置は、別表第 6 のとおりとする。

(消防隊等の任務)

第 37 条 消防隊は、主に消防ポンプ車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、消火活動を主たる任務とする。

- 2 救助隊は、救助工作車、救助資器材を積載した消防ポンプ車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、原則として救助活動を任務とし、災害現場の状況によりその他の活動に従事する。
- 3 救急隊は、救急車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、救急活動を主たる任務とする。

第 2 章 警防活動体制

第 1 節 消防部隊等の掌握

(部隊等の掌握)

第 38 条 次長は、常に消防部隊の編成、配備、出場、警防機器の確保等及び出場不能並びに消防通信等を掌握して災害に備えなければならない。

- 2 署長は、前項に準じて所轄の消防部隊を掌握し、部隊運用上支障があると認めるときは、必要な措置を指示するものとする。
- 3 警備課長は、所轄中隊を掌握し消防事象に応ずる態勢を整え、出場指令に備えなければならない。

(出場不能時の即報)

第 39 条 署長は、消防部隊に次の各号に定める異常が発生した場合は、直ちに消防課長及び指令課長に即報するものとする。

- (1) 消防小隊等の消防車等に変更があった場合
- (2) 警防調査又は災害現場から引揚げ途上等において事故等が発生した場合
- (3) 消防車等の故障その他の事由により災害現場に出場できなくなった場合

第 2 節 警防情報

(警防情報及び措置)

第 40 条 消防課長は、部隊の運用に関係ある警防情報を常に把握し、部隊運用に備えるとともに必要事項について関係署長に通報するものとする。

- 2 署長は、部隊運用に関係ある警防情報を知ったときは、必要に応じ消防課長に通報するとともにこれらに対応する警防体制を維持強化し、次に掲げる必要な措置をとらなければならない。

- (1) 警防活動の実施

- (2) 火災予防措置の実施
- (3) 広報活動の実施
- (4) 警防機器の点検及び確保
- (5) 特別警戒の実施
- (6) その他必要と認める事項

第3章 警防活動基準

(警防活動種別)

第41条 警防活動を次のとおり区分する。

- (1) 火災防ぎょ活動
建物、車両、山林原野、船舶、その他の火災の消火に関する活動
- (2) 救助活動
第2条第8号に定める活動
- (3) 救急活動
第2条第9号に定める活動
- (4) 水防活動
第2条第10号に定める活動
- (5) その他の活動
警戒区域の設定、火災の未然防止、危害の排除及び誤報、虚報等で前各号に該当しない活動

2 前項の警防活動に付帯する活動を次のとおり区分する。

- (1) 災害調査
火災原因等の調査及び災害状況、活動状況、死傷者の調査に係る活動
- (2) 災害情報収集
指揮及び広報活動に必要な情報の収集及び伝達する活動
- (3) 災害広報
警防活動の円滑化、災害防除等のため災害現場周辺の住民等に対して行う広報活動
- (4) 補給
災害現場等において警防活動に従事している消防部隊に対する燃料、食糧、飲料等の調達、配布に係る活動
- (5) 報道広報
報道機関を対象とする災害状況の発表

(出場種別)

第42条 出場種別は次のとおりとする。

- (1) 災害出場
火災、救助、救急、水防、その他の警防活動を実施するための出場及び配置転換出場
- (2) 調査出場
警防情報の収集等のための出場
- (3) 訓練出場
警防訓練実施のための出場
- (4) 業務出場
前各号以外の上場

(出場区域等)

第43条 第44条に定める災害出場に伴う出場隊は災害現場から最も近い隊が出場するものとする。ただし、第44条に定める特別出場に伴う出場区域については別表第7のとおりとし、高速自動車国道北陸自動車道における出場区域は別に定める。

(出場区分)

第 44 条 災害の態様に応じた消防部隊の緊急出場区分は別表第 8 に掲げるとおりとする。

(出場段階)

第 45 条 災害出場は、次に定める基準による。

(1) 第 1 出場

災害発生の覚知と同時に出場するもの（事後聞知を除く。）

(2) 第 2 出場

第 1 出場の消防部隊では、防ぎよ、救出、救護等が困難なため現場最高指揮者の第 2 出場要請に基づき出場するもの

(3) 第 3 出場

火災、救助、救護事故の状況又は気象の状況等により第 2 出場までの消防部隊では、防ぎよ、救出、救護等が困難なため現場最高指揮者の第 3 出場要請に基づき出場するもの

(4) 特別出場の運用は、別に定める。

(災害出場の原則)

第 46 条 消防部隊の災害出場は出場指令による。

(増強部隊の出場要請)

第 47 条 現場最高指揮者は、災害状況により消防部隊を増強する必要があると認めるときは、第 44 条に定める出場区分及び第 45 条に定める出場段階に基づき増強要請をしなければならない。

2 本部長は、災害状況により特に必要と認めるときは、現場最高指揮者の要請を待つことなく前項に掲げる措置をとることができる。

3 現場最高指揮者は、災害の状況により特に必要と認めるときは、福井県防災航空事務所に対し、出場の要請をすることができる。

(区域以外への出場)

第 48 条 嶺北消防組合区域以外への応援出場は、福井県広域消防相互応援協定書（平成 18 年 3 月 20 日）に基づくほか本部長の特命による。

2 組織法に基づき、福井県以外の区域に出場することができる。

第 4 章 警防行動

第 1 節 出場

(本部長等の出場)

第 49 条 本部長または副本部長は、第 3 出場の火災の場合または特異な災害等で必要と認めるとき出場するものとする。

2 第 56 条に定める警防指揮本部幕僚及び指揮隊は、第 3 出場の火災の場合または特異な災害等で警防活動上必要と認めるとき、若しくは本部長または副本部長の特命により出場するものとする。

3 前項以外の警防本部員は、第 3 出場の火災の場合または特異な災害等で本部長または副本部長若しくは各総括責任者の特命により出場するものとする。

(大隊長等の出場)

第 50 条 大隊長は、管轄区域内における第 2 出場以上の火災の場合または特異な災害等で警防活動上必要と認めるとき出場するものとする。

2 大隊長等は、第 3 出場の火災及び特殊な災害等若しくは本部長または副本部長の特命を受けたとき管轄区域外へ出場するものとする。

3 第 56 条に定める大隊指揮本部指揮副本部長及び幕僚ならびに指揮隊は、第 2 出場以上の火災の場合若しくは特異な災害等で、警防活動上必要と認めるときまたは大隊長の特命により出場するものとする。

4 前項以外の本部員は、第2出場の火災の場合または大隊長の特命により出場するものとする。

(中隊長等の出場)

第51条 中隊長以下の隊員の出場は、第45条の規定により出場するものとする。

(消防団員の出場)

第52条 組織法第18条第3項に定める消防団員の出場及び警防活動について必要な事項は別に定める。

(出場態勢)

第53条 各級指揮者は、出場指令を受けた時又はすでに災害が発生し出場が予想されるときは、出場順路の選定、警防任務の確認、地理、消防水利の確認、積載警防資器材の確認及び積載等を行い出場態勢の万全を期さなければならない。

(出場途上の判断)

第54条 小隊長は、災害出場に際しては、的確な順路をとらなければならない。

2 小隊長以上の指揮者は、災害出場途上においても災害情報の収集につとめ、適切な処置をとらなければならない。

第2節 指揮体制

(指揮組織)

第55条 出場段階に応じた指揮組織は別に定める。

(指揮体制)

第56条 火災現場の指揮体制は、火災の規模に応じ次の表によるものとし、運用は別に定める。

出場段階	第1出場	第2出場	第3出場
指揮体制	第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制
指揮本部名称	中隊指揮所	大隊指揮本部	警防指揮本部
指揮本部長	中隊長	大隊長	本部長又は副本部長
指揮副本部長		副署長	
幕僚		庶務課長	応援署署長
			本部課長(消防課長を除く)
			各署副署長
			各署予防指導課長
指揮隊		予防指導課長	消防課長
		警備課長	消防課員
		予防指導課員	

(火災以外の災害等の指揮体制)

第57条 火災以外の災害等における指揮体制は、災害の規模に応じ、前条の指揮体制を準用する。

(指揮本部長等の代行)

第58条 指揮本部長及び小隊長に事故ある場合の代行基準は、別表第4のとおりとする。

(現場最高指揮者)

第59条 指揮本部長が災害現場に到着するまでの間における現場最高指揮者は、災害現場にある管轄署の上級者とする。ただし、管轄署の隊が現場に到着していないときは、現に災害現場にある上級者とする。

(指揮命令系統)

第60条 指揮命令は、現場最高指揮者の指揮のもとに第55条に定める指揮組織により簡

明かつ的確に示達しなければならない。

(指揮本部の設置)

第 61 条 指揮本部の長は、消防部隊の掌握及び災害状況の把握に最も適した位置に指揮本部を設置し「指揮宣言」をするものとする

2 指揮本部長は、災害状況等により、消防部隊に対する指揮命令及び活動統制等の円滑を期す必要があると認めるときは、前進指揮所を設置し、指揮本部の任務を補完させることができる。

3 警防指揮本部、大隊指揮本部を設置したときは、別に定める指揮本部旗を掲出するものとする。ただし、災害現場の状況により掲出することが困難なときは掲出しないことができる。

(指揮本部の統合及び縮小)

第 62 条 前条第 3 項に定める指揮本部が設置されたときは、下級の指揮本部を統合する。

2 現場最高指揮者は、災害現場における警防活動の推移により指揮本部を縮小することができる。

第 3 節 任務

(指揮本部)

第 63 条 指揮本部の主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災対象物の把握及び警防活動に必要な資料の収集
- (2) 災害状況、警防活動状況の把握及び活動方針の決定
- (3) 方面担当指揮者の任務の指定
- (4) 消防部隊の配備
- (5) 消防部隊の増強及び削減の決定
- (6) 災害情報の収集、報告及び災害広報
- (7) 被災対象物の関係者及び関係機関との連絡
- (8) 警戒区域設定範囲の決定
- (9) 危害防止措置
- (10) 警防活動に支障となる物件の排除措置
- (11) 災害の拡大を防止するために行う消防対象物及びこれらのものの在る土地の使用、処分又は使用制限等の決定
- (12) 報道広報
- (13) 前各号以外で必要と認める事項

(指揮本部長)

第 64 条 指揮本部長は、指揮本部及び出場各隊を統括指揮し、警防活動の方針を決定して情勢に適応する部隊配備を定め、現場における消防部隊の中核として、前条に定める任務を遂行し最大の警防活動効果をあげるよう努めなければならない。

2 指揮本部長は、上級指揮者が現場に到着したときは、災害状況及び警防活動概要を速やかに報告するものとする。

なお、上級指揮者は、報告内容から判断し自ら指揮をとる必要があると認めたときは「指揮宣言」をして指揮本部長として指揮にあたるものとする。

3 指揮権は、前項の「指揮宣言」をもって移行する。

(指揮副本部長及び幕僚)

第 65 条 指揮副本部長及び幕僚は、次の各号の任務を積極的に遂行して、指揮本部長を補佐するとともに指揮本部長の命により局面の指揮、特定任務等を行い警防活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

- (1) 活動方針及び応援要請の検討
- (2) 各種情報の収集、分析及び統合

- (3) 燃料及び食糧等の補給の検討
- (4) 現場広報
(指揮隊)

第 66 条 指揮隊は、指揮本部長又は指揮副本部長の統括指揮のもとに次の各号の任務を積極的に遂行するものとする。

- (1) 各種情報の収集及び整理
- (2) 災害の実態把握
- (3) 指揮本部長命令の伝達及び警防本部との通信連絡
- (4) 出場部隊の把握
- (5) 関係資料の確保及び関係機関との連絡
- (6) 現場広報
- (7) その他指揮本部長の特命事項
(副本部長)

第 67 条 副本部長は、本部長の補佐及び命を受け大隊長以下を指揮し、第 6 4 条に定める任務を遂行する。

(大隊長)

第 68 条 大隊長は、大隊指揮本部長として第 6 4 条に定める任務を遂行する。ただし第 3 指揮体制にあっては、副本部長の命を受け中隊長以下を指揮する。

(中隊長)

第 69 条 管轄署の中隊長は、中隊長指揮所長として第 64 条に定める任務を遂行する。ただし、第 2 指揮体制以上にあつては、大隊長の命を受けて小隊長以下を指揮し、警防活動にあたるものとする。

- 2 前項以外の中隊長は速やかに自己担当方面の活動方針を決定し、小隊長以下を指揮し、警防活動にあたるものとする。

(小隊長)

第 70 条 小隊長は、中隊長の命を受け小隊員を指揮し、速やかに自己隊員の担当任務を決定し、警防活動にあたるものとする。

(隊員)

第 71 条 隊員は、自己隊の任務を的確に把握して修得した技能を最高度に発揮し警防機器を十分に活用して、警防活動にあたるものとする。

第 4 節 火災防ぎょ活動

(火災防ぎょ活動の原則)

第 72 条 火災防ぎょ活動の原則は次のとおりとする。

- (1) 人命救助を優先し、延焼阻止を主眼に消防部隊の総合力を発揮して被害の軽減に努めなければならない。
 - (2) 現場最高指揮者は、火災の状況が変化し、火災の拡大が予想されるときは、火災状況、消防部隊の現況等を総合的に判断し適切な措置をとらなければならない。
 - (3) 各級指揮者は、火災の現場に到着したときは、速やかに火災の状況を判断して的確な初動措置を迅速に行い現場最高指揮者の指揮のもとに統制ある行動を行わなければならない。
 - (4) 各隊は、相互連携を密にして警防機器、消防対象物の施設及び設備を効果的に活用して活動しなければならない。
- 2 火災防ぎょ活動に関し、必要な事項は別に定める。

第 5 節 救助活動

(救助活動の原則)

第73条 救助活動の原則は、次のとおりとする。

- (1) 要救助者の安全確保を主眼とし、他の警防活動に優先して行われなければならない。
 - (2) 要救助者の状況を的確に判断するとともに救助隊、救急隊及び消防隊は、相互の連絡を密にして状況に応じた臨機応変かつ安全な方法で迅速に行動し、救助効果をあげるものとする。
- 2 救助隊の活動に関し必要な事項は別に定める。

第6節 救急活動

(救急活動の原則)

第74条 救急活動の原則は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の人命救護及び傷病悪化の防止を目的として活動すること。
 - (2) 傷病者を観察し必要な応急処置を行い適切な傷病者管理に努めること。
 - (3) 傷病者を医療機関又はその他の場所に安全かつ適切に搬送すること。
 - (4) 傷病者が速やかに医療を受けられるよう努めること。
 - (5) 搬送にあたっては、傷病者本人又は家族等の意志を努めて尊重すること。
- 2 現場最高指揮者は、災害現場において必要と認めるときは救急隊以外の消防隊等を救急活動に従事させることができる。
- 3 救急業務に関し必要な事項は別に定める。

第7節 水防活動

(水防活動の原則)

第75条 水防活動は、人命救助を主眼とし、河川、道路、公共施設及び公共に重大な影響を及ぼすその他の対象物に対する水害防ぎのため、応急措置を行うことを原則とする。

- 2 署長は、異常気象時の消防体制（平成8年訓令甲第8号）別表3に定める水防警戒体制が発令されるまでの間に管轄区域内に水防活動を実施する必要があるときは、その事態に応じ当該活動を実施するものとする。
- 3 水防活動に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 その他の警防活動

(その他の警防活動)

第76条 第41条第1項第5号に定める活動に係る現場措置は、現場最高指揮者の指示、命令による。

(火災警戒区域等)

第77条 現場最高指揮者は、災害現場で法第23条の2、法第29条第2項及び第3項並びに法第30条第1項に規定する警防活動を実施する必要があると認めるときは、災害状況を的確に判断して処置しその状況を速やかに本部長又は大隊長に報告しなければならない。

- 2 火災、水災及びその他の災害で警防活動上必要があるときは、警戒区域を設定するものとする。

(不測の事態に対処する措置)

第78条 各級指揮者及び隊員は、警防活動にあたり不測の事態が発生し緊急に措置を必要とする場合は、自己の判断により所要の応急措置を行い事後速やかに現場最高指揮者に報告しなければならない。

(関係者の招集)

第79条 現場最高指揮者は、災害状況及び被災対象物の状況を早急に把握するため必要に応じ被災対象物の関係者を指揮本部等に招集するものとする。

第9節 警防活動に付帯する活動

(災害調査)

第80条 第41条第2項第1号に定める災害調査は、次に定める事項について行うものとする。

- (1) 被災対象物の棟別、名称、構造様式、業態及び関係者氏名
- (2) 被災面積、災害状況及び損害額
- (3) 災害発生原因
- (4) 死傷者、被救出者、行方不明者等の氏名、性別、年齢、住所
- (5) 被誘導者の性別、人数
- (6) 傷病者の搬送先及び傷病名、程度
- (7) 災害の推移及びその時刻
- (8) 救助活動の推移及びその時刻
- (9) 消防部隊の出場状況及び活動状況
- (10) 前各号以外で災害状況の把握及び警防対策上必要な事項

2 災害調査は、本部長又は大隊長の指名した者が、担当するものとする。

(災害情報収集)

第81条 第41条第2項第2号に定める災害情報の収集は、災害状況の観察、関係者及び付近住民等からの事情聴取等により別表第5に掲げる事項について緊急性の高いものから優先して行うものとする。

2 災害情報の収集は、現場最高指揮者の指名した者が行うものとする。

3 各級指揮者は、前項の規定にかかわらず担当方面の災害情報の収集に配慮し、必要な情報を得たときは、現場最高指揮者に即報しなければならない。

(災害広報)

第82条 第41条第2項第3号に定める災害広報は、次に定める事項について行うものとする。

- (1) 警防活動上の障害排除の広報
- (2) 住民等の危害防止措置についての広報
- (3) 警戒区域設定に伴う区域からの退去
- (4) 火気使用制限又は禁止の広報
- (5) 出火防止
- (6) 警防活動経過の広報
- (7) 前各号以外で、警防活動上又は危害防止上必要な事項

2 災害広報は、警防活動に従事している隊員が必要と認めるとき行うものとする。ただし、統一的又は組織的に行うものについては、現場最高指揮者の指示によるものとする。

(補給)

第83条 第41条第2項第4号に定める補給は、長時間にわたる警防活動で燃料、食糧、飲料等の補給を必要と認めるとき行うものとする。

2 現場最高指揮者の要請により前項の補給を行うときは、警防本部と連絡を密にして補給を行うものとする。

3 警防活動に必要な警防資器材及び消火薬剤等は、現場最高指揮者の要請又は、警防本部の判断により災害現場に搬送するものとする。

(報道広報)

第84条 第41条第2項第5号に定める報道機関への広報は、災害調査結果に基づき警防本部及び現場最高指揮者が指定する場所で行うものとする。

2 前項の報道広報は、主に次に定める事項について行うものとする。

- (1) 災害覚知状況

- (2) 被災対象物の状況
 - (3) 災害状況
 - (4) 警防活動の概況
 - (5) 消防行政上の問題点
 - (6) 前各号以外で報道に必要な事項
- 3 報道広報実施にあたっては、特に次の各号に留意しなければならない。
- (1) 実施場所は、警防活動に支障が及ばない位置とすること。
 - (2) 広報事項は、災害調査実施結果の資料から必要事項を選択して行うこと。
 - (3) 災害が長時間にわたるときは、中間発表を行うこと。
 - (4) 広報は、現場最高指揮者があらかじめ指定した者が行うこと。
 - (5) 警察機関等他の機関が広報を並行して行っているときは、広報時間、広報内容、広報手段等について調整すること。

第10節 警防活動監察

(警防活動監察)

第85条 警防活動監察は、副本部長が統括する。

2 警防活動監察は、消防課長が実施する。

(警防活動監察の実施)

第86条 警防活動監察は、警防活動の功労及び問題点を摘出し、警防施策に反映するため、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 第3出場の火災及び特殊災害については、消防課長が行う。
- (2) 第2出場以下の火災及び副本部長が必要と認める災害については消防課長又は副本部長の指名した者が行う。

(改善措置等)

第87条 副本部長は、警防活動監察の結果、警防対策、警防活動等に改善の必要があると認めるときは、関係署長に対し必要な措置を命ずるものとする。

2 副本部長は、警防活動において功労があったと認める場合は、関係署長に通知するものとする。

第5章 警防活動効果の検討及び研究

第1節 警防活動効果の検討

(警防活動検討会)

第88条 副本部長、大隊長及び中隊長は、警防活動に関する検討会を開催し、将来の警防施策に資さなければならない。

2 前項に定める検討会の種別は、次のとおりとする。

- (1) 本部検討会
 - (2) 大隊検討会
 - (3) 中隊検討会
- 3 警防活動検討会に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 警防活動の研究

(警防活動研究会)

第89条 消防課長は、警防知識の修得、警防指揮技術等の向上を図るため警備課長等による研究会を随時開催するものとする。

2 署長は、特異な災害の事例及び研究結果等を素材として研究会を開催し、警防技術の向上、効果的な訓練技術の向上及び警防機器の活用技術の向上を図るものとする。

3 警防活動研究会に関し必要な事項は別に定める。

第6章 特別警戒

(特別警戒)

第90条 署長は、第40条に定める警防情報を知ったとき又は特異な社会現象により災害が発生するおそれがあり通常の警防体制では対応できないと判断し必要と認めたときは、特別警戒を実施するものとする。

2 前項の場合において4署の管轄区域にわたる場合の警戒指揮は、次長の指定する署長とする。ただし、警戒事象の規模その他により特に必要と認める場合は次長とする。

3 署長は、特別警戒の実施に必要な人員を確保するため署外勤務の制限等を行うものとする。

(歳末警戒)

第91条 歳末繁忙期における火災予防及び災害による被害の軽減を図るため歳末警戒を実施するものとする。

2 前項以外に特別警戒を必要とするときは、別に定めるところにより実施するものとする。

第4編 非常警備

第1章 非常警備の実施

(非常警備の実施)

第92条 本部長は、次の各号の一に該当する事象が発生し通常の警防体制で警防活動を実施することが困難と認めるときは、非常警備を実施するものとする。

- (1) 特殊災害
- (2) 異常気象
- (3) 風水雪害
- (4) 前各号以外で非常警備を必要とするとき

2 大隊長は、非常警備を実施する必要があると認めるときは本部長の承認を得て行うことができる。

3 本部課長及び大隊長は、非常警備が発令されたときは、通常業務を制限し又は中止し非常警備体制の確立に努めなければならない。

第2章 警防活動組織の強化

(組織の強化)

第93条 非常警備を発令し必要と認めるときは、消防本部内に警防指揮本部を又災害の状況に応じ現地に警防指揮本部を設置して消防部隊を統括する。

2 警防指揮本部は、第32条に定めるところにより災害の状況に応じた活動を行うものとする。

3 前項の指揮体制は、第56条又は第57条を準用する。

4 災害現場に警防指揮本部を2箇所以上設けるときの指揮本部長には、警防本部長の指名する大隊長又は本部課長をあてる。

(消防部隊の再編成)

第94条 現地警防指揮本部長は、非常警備発令中の警防活動（以下「非常警備活動」という。）の実施にあたり災害規模等により必要と認めるときは、増強部隊を要請し適宜特設大（中）隊を編成して消防部隊の再編成を行うことができる。この場合における大隊長及び中隊長の指名は、現地警防指揮本部長が行う。

第3章 非常警備活動

(非常警備活動基準)

第 95 条 非常警備活動の災害防ぎよ手段は、第 3 編第 4 章に定める警防行動の例による。

第 4 章 非常召集

(非常召集の発令及び参集義務)

第 96 条 特殊災害、異常気象、風水雪害等の大規模な災害が発生し又はその発生が予想され緊急に消防部隊を増強する必要がある場合は、職員に非常召集を発令するものとする。

2 非常召集の発令があったときは、職員はあらゆる手段を用いて速やかに指定された場所に参集しなければならない。

3 非常召集に関し必要な事項は別に定める。

第 5 編 雑則

(警防機器派遣等の承認)

第 97 条 署長は、次の各号の一に該当する警防業務を実施するときは、消防長に報告し承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭によることができる。

- (1) 警防訓練実施等のため他所属の警防機器の派遣を必要とするとき
- (2) 重要な警防情報を発表するとき
- (3) 前各号以外で署長が特に必要であると認めたとき

(現場即報)

第 98 条 現場最高指揮者は、次の事項を本部長又は大隊長に即報するものとする。

- (1) 指揮本部を設置したとき(指揮権の移行を含む。)
- (2) 災害種別、発生場所及び被災物
- (3) 災害の程度及び災害に大きな変化を生じたとき
- (4) 災害発生場所周辺の状況
- (5) 消防部隊増強の要否
- (6) 死傷者の状況
- (7) 行方不明者又は要救助者の状況
- (8) 重大な警防活動作業を実施したとき又は変更するとき
- (9) 住民の財産等に重大な損害を与えたとき
- (10) 警防機器等が故障し任務遂行不能となったとき
- (11) 消防水利に異常が生じたとき
- (12) 火災警戒区域を設定したとき
- (13) 鎮圧、鎮火又は警防活動を終了したとき
- (14) 前各号以外で必要と認める事項

(警防活動報告)

第 99 条 署長は、次の各号の一に該当する警防活動を実施したときは、その状況を速やかに消防長に口頭報告しなければならない。

- (1) 建物で焼損面積 100 平方メートル以上の火災
- (2) 建物以外で焼損面積 300 平方メートル以上の火災
- (3) 前号以外の火災で特異なもの
- (4) 火災以外の災害で特異なもの
- (5) 警防活動効果が顕著であると認めるもの
- (6) 職員が死傷したとき。ただし、軽易な負傷を除く
- (7) 死者が発生したとき
- (8) 公共施設、重要建物に被災があったとき
- (9) 前各号以外で署長が必要と認めたとき

(報告)

第 100 条 署長は、別に定めるもののほか次の各号に定める事項については、消防長に書

類で報告しなければならない。

- (1) 警防活動実施結果
- (2) 警防活動中において職員が死傷したとき
- (3) 警防活動実施にあたり住民の財産に重大な損害を与えたとき
- (4) 警防機器が故障したとき。ただし、軽易なものを除く
- (5) 非常警備実施結果
- (6) 特別警戒実施計画及び実施結果
- (7) 歳末警戒実施計画及び実施結果
- (8) 警防活動及び警防業務実績報告（年間）
- (9) 前各号以外で署長が必要と認める事項

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 火災出場規程(昭和 52 年 3 月 15 日訓令第 1 号)は、廃止する。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日訓令甲第 1 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 5 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 24 日訓令甲第 5 号）

この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 10 日訓令第 8 号）

この規程は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 20 日訓令第 41 号）

この規程は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日訓令第 3 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日訓令第 11 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日訓令第 15 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日訓令第 10 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日訓令第 9 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日訓令第 10 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

以下別表第 1～8 は省略

(5) 火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）

① 即報基準

区分	事項	種別	基準
火災等即報	一般基準	火災 特定の事故	(1) 死者 3 人以上生じたもの (2) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
	個別基準	火災	建物火災 (1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 (2) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街または、準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの (3) 国指定重要文化財または特定違反對象物の火災 (4) 建物焼損延面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 (5) 損害額 1 億円以上と推定される火災
			林野火災 (1) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの (2) 空中消火を要請したもの (3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交通機関の火災 (1) 航空機火災 (2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 (3) トンネル内車両火災 (4) 列車火災
			その他 以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
		石油コンビナート等特別防災区域内の事故	(1) 危険物施設、高圧ガス等の火災又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの (3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの
		危険物に係る事故	(1) 死者(交通事故によるものを除く。)または行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が 5 名以上発生したもの (3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものまたは爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの (4) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発または漏えい事故 (5) 河川への危険物等流出事故 (6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
救急救助事故即報		原子力災害等	(1) 原子力施設において、爆発または火災の発生したもの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
		その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合		

区分	基 準		
救急 救助 事故 即報	(1) 死者 5 人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故		
武力 攻撃 災害 即報	(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接または間節に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立ならびに国及び国民の安全の確保に関する法律第 25 条第 1 項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態		
災害 即報	一般基準	(1) 災害救助の適用基準に合致するもの (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの (3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、1 つの都道府県における被害は、軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。	
	個別基準	地震	地震が発生し、当該都道府県または市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの
		風水害	(1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの (2) 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの (3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住宅被害を生じたもの
		雪 害	(1) 雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの (2) 道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの
社会的 影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること		

② 直接即報基準

区分	種別	基準
火災等即報	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 (3) トンネル内車両火災 (4) 列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	(1) 危険物施設、高圧ガス等の火災又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物に係る事故	(1) 死者(交通事故によるものを除く。)または行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 河川へ危険物等が流出し防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地または高速道路上等において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	原子力災害等	(1) 原子力施設において、爆発または火災の発生したもの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
		ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む)
救急救助事故即報		死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害即報		(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立ならびに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報		地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない) (2) 次のうち、死者又は行方不明者が生じたもの ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの イ 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(6) 災害報告取扱要領（昭和 45 年消防防第 246 号）

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官
最終改正 平成 13 年 6 月消防災第 101 号
消防情第 91 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものと

- する。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
 - (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
 - (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(7) 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の消防信号

①消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の消防信号

信号別	信号種別	打鐘信号	余響防止付 サイレン信号
火災信号	近火信号	● ● ● ● ● 連点打	3秒 ○ ○ ○ 2秒
	出場信号	● ● ● ● ● ● 3点連打	5秒 ○ ○ ○ 6秒
	応援信号	● ● ● ● ● ● 2点連打	
	報知信号	● ● ● ● ● ● 1点打	
	鎮火信号	● ● ● ● ● ● 1点と2点との斑打	
山林火災信号	出場信号	● ● ● ● ● 3点と2点との斑打	10秒 ○ ○ ○ 2秒
	応援信号	同上	同上
火災警報信号	火災警報発令信号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 1点と4点との斑打	30秒 ○ ○ ○ 6秒
	火災警報解除信号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 1点2個と2点との斑打	10秒 60秒 ○ ○ ○ 3秒 3秒
演習招集信号	演習招集信号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 1点と3点との斑打	15秒 ○ ○ ○ 6秒

- 1) 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。
- 2) 信号継続時間は、適宜とする。
- 3) 消防職員又は消防団員の非常召集を行うときは、近火信号を使用することができる。

②水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 20 条の水防信号

信号別	信号種別	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	警戒信号	● ● ● ● 1点ずつ	なし
第 2 信号	出動信号	● ● ● ● ● ● 3点連打	5秒 5秒 5秒 ○ ○ ○ ○ 6秒 6秒 6秒
第 3 信号	避難信号	● ● ● ● ● 乱打	3秒 3秒 3秒 ○ ○ ○ ○ 2秒 2秒 2秒

- 1) 第 1 信号は、河川の量水標が警戒水位に達したとき。
- 2) 第 2 信号は、水防出動を知らせるもの。
- 3) 第 3 信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるもの。
- 4) 信号は適宜の時間、継続すること。
- 5) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- 6) 水災の危険が去ったときは、報道機関の協力を得て周知するほか市広報車による広報又は口頭伝達により周知する。

③気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 13 条の津波標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) — — ● ● ● ● ●	(約10秒) ○ ○ (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● — ● ● ● ● ● ●	(約10秒) (約1分) ○ ○ (約3秒)
津波警報標識	(2点) — — — ● ● ● ● ● ●	(約5秒) ○ ○ (約6秒)
大津波警報 標識	(連点) — — ● ● ● ●	(約3秒) ○ ○ (約2秒) (短声連点)

- (注) 1) 「ツナミナシ」の津波情報を行った場合は、標識を用いない。
2) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(8) 災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 68 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」

という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定を準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に芦原町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年芦原町条例第21号)又は金津町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和62年金津町条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(9) あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 16 年 3 月 1 日

規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 16 年あわら市条例第 68 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、自己及び保証人の印鑑登録証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書を受理したときは、借入申込者に貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書(様式第8号)

を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還金の免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(10) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

第1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第24条に規定する緊急輸送車両、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するための車両及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第1項の国民の保護のための措置を実施するための車両（以下「緊急通行車両等」と総称する。）について、公安委員会が当該車両の予測数を事前に把握し、確認手続の省力化及び効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものの審査（以下「事前届出」という。）の処理及び確認手続並びに交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 緊急通行車両等の事前届出制度の実施

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出を実施するものとする。この場合において、緊急通行車両とは、緊急自動車その他災害応急対策に使用される車両をいい、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両とするものとする。

2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合には、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

(1) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。この場合において、同項に基づく災害応急対策は、次のアからケまでに掲げる事項をいう。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。この場合において、指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等を含むものとする。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の申請

ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部及び警察署を受付窓口とし、警察署で事前届出を受け付けた場合は、交通規制課を経由して公安委員会に事前届出を行うこととする。

ウ 申請書類

車検証の提示並びに輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両事前届出書（別記様式第1号の1）2通及び台数が複数の場合は、緊急通行車両等事前届出書一覧表（別記様式第3号）の提出を求めるものとする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、緊急通行車両に該当するかどうかを審査し、該当する場合、別記様式第1号の2の「届出済証」を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付

公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、届出済証に「再」と朱書するものとする。

ウ 届出済証の返還

公安委員会は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったときその他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認められるときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

エ 事前届出の処理経過

公安委員会は、緊急通行車両等事前届出済受理簿を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

4 事前届出車両の確認等（発災後の確認標章等の申請）

(1) 事前届出車両の確認

公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨、警察署等へ申出があった場合、直ちに確認を行うものとする。

(2) 確認手続き

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、警察署等に備え付けの緊急通行車両等確認申請書に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(3) 申請先

届出済証による緊急通行車両であることの確認は、交通規制課、警察署及び交通検問所において行うことができる。

(4) 標章等の交付等

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合は、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を交付するものとする。この場合において、確認標章及び証明書については、速やかに交付する必要があることから、公安委員会は、事前に十分な枚数の証明書及び確認標章を備え付けておくものとする。

(5) 確認標章の有効期限

確認標章の有効期限については、別に特別な理由がない限り、発行の日の翌日から起算して1月後の日とする。

5 事前届出車両以外の車両の確認

(1) 事前届出をしていない車両の確認標章の申請

公安委員会は、届出済証の交付を受けていない車両の使用者から緊急通行車両である旨の申出があった場合は、証明書に必要事項を記載させ、警察署長において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

ア 確認は、内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報を掲載する当該対策本部のホームページ等で行うものとする。

イ 前項で確認できない車両は、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させるものとする。

6 指定行政機関等に対する指導

(1) 公安委員会は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等について指導を行うものとする。

(2) 公安委員会は、事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から申出があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出（規制除外車両）

- (1) 公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であるものについては、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。ただし、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。
- (2) 規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱うものとする。この場合において、事前届出車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出を行うものとする。

2 事前届出の対象とする規制除外車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合、これを受理するものとする。

- (1) 医師又は歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両、がれき運搬車両又は重機輸送用車両

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

緊急通行車両の事前届出手続を準用する。

(1) 事前届出の際に必要な書類

次の書類の提示を受けるとともに、規制除外車両事前確認届出書（別記様式第2号の1）2通を提出させるものとする。ただし、規制除外車両が複数台ある場合は、緊急通行車両等事前届出書一覧表を併せて提出させるものとする。

ア 医師又は歯科医師、医療機関等の使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類とする。

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両

車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類とする。

ウ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）とする。

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両、がれき運搬車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）とする。ただし、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、規制除外車両事前届出済証（別記様式第2号の2。以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付す

るものとする。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用

ウ 事前届出の処理

公安委員会は、規制除外車両事前届出受理簿を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

4 事前届出車両の確認（発災後の確認標章等の申請）

(1) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、規制除外通行車両確認申請書に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。

(2) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、規制除外通行車両確認証明書及び確認標章を交付するものとする。

(3) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定し、公安委員会は、事前に十分な枚数の除外証明書を備え付けておくものとする。

(4) 規制除外車両の事前届出をした者に対する指導は、緊急通行車両を準用する。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認（発災後の確認標章等の申請）

(1) 第一局面（大規模災害発生直後をいう。以下同じ。）においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面をいう。）においては、次に掲げるような車両を規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする。この場合において、規制除外車両の範囲の拡大については、災害が広範囲で他府県にわたる場合は、警察庁における調整によるものとする。

ア 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

イ 路線バス又は高速バス

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

ウ 霊柩車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

エ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次の物資等を輸送するものを基準として確認する。

(ア) 医薬品、医療機器、医療用資材等

(イ) 食料品、日用品等の消費財

(ウ) 建築用資材

- (エ) 金融機関の現金
- (オ) 家畜の飼料
- (カ) 新聞又は新聞用ロール紙

第4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

- (1) 公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認について事前届出を実施するものとする。
- (2) 交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としない。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。この場合において、同項に基づく地震防災応急対策は、次のアからクまでに掲げる事項をいう。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。以下同じ。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

- (1) 緊急通行車両の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認、事前届出車両以外の車両に係る確認及び指定行政機関等に対する指導に関する規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出、緊急輸送車両であることの確認等に準用する。
- (2) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱

い) 緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

第5 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

(1) 公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

(2) 交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないものとする。

2 事前届出の対象とする車両

原災法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。この場合において、同項に基づく緊急事態応急対策は、次のアからクまでに掲げる事項について行うものとなっている。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

- 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用
 - (1) 緊急通行車両の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認、事前届出車両以外の車両に係る確認及び指定行政機関等に対する指導に関する規定は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出、緊急通行車両であることの確認等に準用する。
 - (2) 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱いの規定は、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。

第6 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

- 1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出
 - (1) 公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。
 - (2) 交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないものとする。
- 2 事前届出の対象とする車両
 - (1) 国民保護法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。
 - ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
 - イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
 - ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
 - エ 輸送及び通信に関する措置
 - オ 国民の生活の安定に関する措置
 - カ 被害の復旧に関する措置
 - (2) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のアからカまでに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。
 - ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
 - イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
 - ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
 - エ 輸送及び通信に関する措置
 - オ 国民の生活の安定に関する措置
 - カ 被害の復旧に関する措置
 - (3) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。
- 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用
 - (1) 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定及び指定行政機関等に対する指導に関する規定は、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出、緊急通行車両であることの確認等に準用する。
 - (2) 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱いは、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。

第7 その他

1 事前届出に関する周知徹底

公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続及び事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議、本県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

2 経過措置

改正前の緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する規程により交付した緊急通行車両等事前届出済証については、当該車両が該当しなくなったときまで有効なものとして取り扱うものとする。

○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	事前届出	標章の 掲示	対象車両の態様
緊急自動車	必要なし	無	警察用・消防用・救急用自動車
自衛隊車両等	必要なし	無	災害に従事する自衛隊・米軍・外交官の関係車両 (特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	可	有	指定行政機関が行う避難勧告・救難・救助等の関係 車両等（指定行政機関等と契約する車両）
事前届出対象 規制除外車両	可	有	民間事業者等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機啓開 車両及び同車両を搬送する車両

○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両

車両種別	事前届出	標章の 掲示	対象車両の態様
事前届出対象外 規制除外車両	不可 (個別届 出が必要)	有	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等 輸送）・霊柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）

(11) 福井県災害ボランティアセンター連絡会開催要綱

(設置)

第1条 県災害対策本部が設置される大規模災害が発生した際などに、災害ボランティアの活動拠点として設置される「災害ボランティアセンター」(以下「センター」という。)の設置および運営に関する基本事項を協議・決定し、また、平常時において、構成団体相互間の連携・協力関係の推進等に努めるなど、災害時における迅速かつ的確な対策の実施に資するため、「福井県災害ボランティアセンター連絡会」(以下「連絡会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を行なう。

- (1) センターの設置・運営に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動を円滑に行なうための構成団体相互間の情報交換および交流に関すること。
- (3) その他、センター活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は別表に掲げる団体で構成する。

(会議)

- 第4条 連絡会に座長を置き、座長は社会福祉法人福井県社会福祉協議会専務理事とする。
- 2 座長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。
 - 3 会議は、県からの要請を踏まえ、または必要に応じて座長が招集する。

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は、総務部男女参画・県民活動課において行なう。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成25年3月22日から施行する。